

鳥取県西部総合事務所新棟・
米子市役所糶町庁舎整備等事業
募集要項

令和2年8月7日

鳥取県・米子市

目次

I 事業概要	2
1 事業名称.....	2
2 公共施設の管理者.....	2
3 本事業の目的.....	2
4 本事業の内容.....	2
II 事業者の募集及び選定に関する事項	5
1 応募者の構成.....	5
2 応募者の備えるべき参加資格要件.....	6
3 選定方法及びスケジュールについて.....	9
4 募集手続等.....	10
5 審査及び優先交渉権者決定の手順.....	13
III 提案に関する条件	15
1 事業用地の条件.....	15
2 施設要件.....	15
3 事業者が行う業務.....	17
4 業務の委託.....	17
5 P F I 事業者の収入.....	17
6 県及び市による事業の実施状況及びサービス水準の監視.....	18
7 保険.....	18
8 県及び市と P F I 事業者の責任分担.....	18
9 財務書類の提出.....	18
10 その他民間収益事業の条件.....	18
IV 契約に関する事項	21
1 契約手続き.....	21
2 事業契約の概要.....	21
3 契約金額.....	21
4 契約保証金.....	21
5 S P C の設立.....	21
6 融資金融機関との協議.....	22
V その他	23
1 法制上及び税制上の措置.....	23
2 財政上及び金融上の支援.....	23
3 その他の支援に関する事項.....	23
4 事業の継続が困難となった場合における措置.....	23
5 情報公開及び情報提供.....	23
6 本事業に関する問合せ先.....	23

この「鳥取県西部総合事務所新棟・米子市役所糶町庁舎整備等事業募集要項」（以下「募集要項」という。）は、鳥取県（以下「県」という。）及び米子市（以下「市」という。）が「民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律」（平成11年法律第117号、以下「PFI法」という。）に基づき特定事業として選定した「鳥取県西部総合事務所新棟・米子市役所糶町庁舎整備等事業」（以下「本事業」という。）を実施する民間事業者（以下「事業者」という。）を募集及び選定するにあたり、公表するものである。

事業の基本的な考え方については、令和2年6月2日に公表した実施方針及び要求水準書（案）と同様である。また、本事業の条件等について、実施方針等に関する質問・意見への回答（令和2年7月22日公表）を反映し、一部変更している。したがって、参加者は、今回公表する募集要項、要求水準書、優先交渉権者決定基準、様式集、基本協定書（案）及び事業契約書（案）（以下「募集要項等」という。）の内容を踏まえ、応募等に必要な書類を提出すること。

別添資料の要求水準書、優先交渉権者決定基準、様式集、基本協定書（案）及び事業契約書（案）は、募集要項と一体のものとする。なお、募集要項等と、実施方針及び質問回答書に相違がある場合は、募集要項等の規定が優先するものとする。また、募集要項等に記載がない事項については、募集要項等に関する質問及び意見に対する回答によることとする。

I 事業概要

1 事業名称

鳥取県西部総合事務所新棟・米子市役所糶町庁舎整備等事業

2 公共施設の管理者

鳥取県知事 平井 伸治
米子市長 伊木 隆司

3 本事業の目的

鳥取県西部総合事務所（以下「総合事務所」という。）の福祉保健局庁舎（米子市東福原）は、建設から50年が経過し、老朽化や耐震基準への不適合などの課題が生じている。

また、総合事務所が立地する米子市においては、庁舎の老朽化や借地料負担に課題を抱えていることから、庁舎再編ビジョンを策定し、庁舎再編を検討しているところである。

このような状況を踏まえ、総合事務所敷地（米子市糶町）内に福祉保健局を移転させ、総合事務所機能の強化を図るとともに、市都市整備部を総合事務所内に移転させ、県の類似部局を同一棟内に配置することで、県民・市民へのサービス向上と業務の効率化を図るため、県と市が連携し、総合事務所敷地内において、共同で新棟整備を行うこととした。

本事業の実施に当たっては、PFI法に基づく事業として、新棟の設計、建設及び本館及び新館（以下「既存棟」という。）の改修、総合事務所全体の維持管理を行う事業（以下「PFI事業」という。）並びに敷地（以下「事業用地」という。）の一部を活用した民間収益施設の整備・運営を行う事業（以下「民間収益事業」という。）を一体的に実施することで、事業者の創意工夫や経験、ノウハウを活かした施設計画や事業計画により、庁舎施設に求められる役割・機能が最大限発揮されることを期待する。また、事業計画全体を通して、民間の資金及び技術力・経営的能力を活用することで、質の高いサービスの提供や効率的・効果的な業務遂行により、県及び市の財政負担の軽減が図られることを期待する。さらには、民間収益事業の実施による地域振興など、周辺まちづくりに寄与することも期待する。

4 本事業の内容

(1) 事業区分

本事業は、PFI事業と、事業者による任意の自主事業である民間収益事業を一体的に実施するものである。

その実施に向けて、県及び市は、PFI事業を実施する者の募集及び選定を行うものとし、PFI事業を実施する者は任意の自主事業である民間収益事業を提案できるものとする。（以下、PFI事業又はPFI事業及び民間収益事業を実施する者として決定された事業者を「PFI事業者」という。）

(2) 事業方式

① P F I 事業

新棟については、P F I 事業者が、施設の設計及び建設を行い、県及び市に施設の所有権を移転した後、維持管理業務を行う方式（B T O : Build-Transfer-Operate）とし、既存棟については、P F I 事業者が施設の改修を行った後、維持管理業務を行う方式（R O : Rehabilitate-Operate）とする。

② 民間収益事業

本事業の安定的な遂行または総合事務所来場者等の利便性の向上に資することを目的として、P F I 事業者は、事業提案に基づき、自らの責任と負担により、新棟と合築（区分所有）または分棟にて、民間収益施設の設計、建設、維持管理及び運営を行うことができるものとする。

この場合において、県は、事業用地の一部に借地借家法（平成3年法律第90号）第23条に定める定期借地権（事業用定期借地権）を設定し、当該事業者の有償にて貸し付ける。

(3) 事業期間

① P F I 事業

事業契約締結日から令和15年3月31日までとする。

なお、P F I 事業者は、県及び市に対して事業期間満了日の2年前までに延長を申し出た場合において、県及び市との間で合意がなされたときは、最長で令和25年3月31日を終期とするP F I 事業期間の変更契約を締結することができる。

② 民間収益事業

定期借地権設定契約の締結日から、P F I 事業者が提案した借地期間満了日までとする。ただし、借地期間満了日は、最長で令和15年3月31日までとして設定することを条件とする。

なお、P F I 事業者は、県及び市に対して事業期間満了日の2年前までに延長を申し出た場合において、県及び市との間で合意がなされたときは、最長で令和25年3月31日を終期とする定期借地期間の変更契約を締結することができる。なお、民間収益事業の期間はP F I 事業の期間を超えることはできない。

(4) 事業の範囲

P F I 事業者が行う主な業務は、以下のとおりである。なお、具体的な業務の内容及び詳細については、要求水準書を参照すること。

① P F I 事業

ア 施設整備業務

- (ア) 事前調査業務及び関連業務
- (イ) 設計業務及び関連業務
- (ウ) 建設工事業務及び関連業務
- (エ) 解体撤去工事業務及び関連業務
- (オ) 工事監理業務
- (カ) 備品調達及び設置業務

- イ 維持管理業務
 - (ア) 建物保守管理業務
 - (イ) 設備保守管理業務
 - (ウ) 外構保守管理業務
 - (エ) 修繕更新業務
 - (オ) 清掃業務
 - (カ) 環境衛生管理業務
 - (キ) 植栽管理業務
 - (ク) 警備業務
 - (ケ) 駐車場等管理業務

② 民間収益事業

(5) 事業スケジュール (予定)

事業スケジュールは、おおむね以下のとおりである。

① P F I 事業

- | | |
|---------------|----------------------|
| ○基本協定の締結 | 令和3年2月 |
| ○事業契約の締結 | 令和3年3月 |
| ○事業期間 | 事業契約締結日～令和15年3月31日 |
| ・設計・建設期間 (新棟) | 事業契約締結日～令和5年9月30日 |
| ・維持管理期間 | 令和5年10月1日～令和15年3月31日 |
| ・供用開始日 (新棟) | 令和5年10月中 (予定) |
| ・改修期間 (既存棟) | 令和5年10月～11月 |
| ・供用開始日 (既存棟) | 令和5年12月中 (予定) |

② 民間収益事業

- 基本協定の締結 令和3年2月
- 定期借地権設定契約の締結 基本協定の締結後、土地の使用を開始する日までの間

II 事業者の募集及び選定に関する事項

1 応募者の構成

(1) 応募者の構成と定義

応募者は、I・4・(4)に示す業務を担う法人を含むグループとし、以下に定義する構成員及び協力企業で構成されるものとする。なお、特別目的会社（以下「SPC」という。）の設立要件については、IV・5を参照すること。

構成員	応募者を構成する法人で、業務の一部をSPCから直接受託、請負し、SPCに出資を行う法人
協力企業	応募者を構成する法人で、業務の一部をSPCから直接受託・請負するが、SPCには出資を行わない法人

(2) 構成員等の明示

本事業に応募する場合には、あらかじめグループの代表企業を定め、その代表企業が参加手続を行い、かつ県及び市との対応窓口となることとする。

また、参加資格を満たすことを証明するための書類（様式2-1～2-11）（以下「参加資格審査書類」という。）の提出時には、参加者の構成員及び協力企業について明らかにしなければならない。

(3) 複数業務の実施

応募者の構成員または協力企業がI・4・(4)に示す複数の業務を兼ねて実施することは妨げないが、建設工事業務と工事監理業務を同一の者または資本面若しくは人事面において密接な関連のある者が兼ねてはならない。

なお、「資本面において密接な関連のある者」とは、当該企業の発行済株式総数の100分の50を超える議決権を有し、またはその出資の総額の100分の50を超える出資をしている者をいい、「人事面において密接な関連のある者」とは、当該企業の役員（業務を執行する社員、取締役、執行役またはこれらに準ずる者をいい、相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、当該団体に対し業務を執行する社員、取締役、執行役またはこれらに準ずる者と同様以上の支配力を有するものと認められる者を含む。以下「役員」という。）を兼ねているまたは当該企業と雇用関係にある場合をいう（以下同じ。）。

(4) 複数応募の禁止

応募者の構成員及び協力企業は、他の応募者の構成員または協力企業になることはできない。また、各業務を担当する企業及び同企業と資本面または人事面において密接な関連のある者についても、他の応募者の構成員または協力企業になることはできない。

なお、県及び市がPFI事業者との事業契約を締結後、選定されなかった応募者の構成員または協力企業が、PFI事業者から業務を受託することは可能とする。

(5) 応募者の変更及び追加

本事業の応募への参加の意思を表明した応募者の構成員または協力企業の変更及び追加は、県及び市がやむを得ないと認めた場合を除き、原則として認めない。

(6) 構成員への県内事業者の参加

構成員には、県内事業者（鳥取県産業振興条例（平成23年鳥取県条例第68号）条例第8条第2項にいう県内事業者をいう。）及び市内事業者（米子市中小企業振興条例第2条第1号

にいう中小企業者をいう。)を含めること。

2 応募者の備えるべき参加資格要件

応募者の構成員及び協力企業は、以下の(1)及び(2)で規定する参加資格要件を、参加資格審査書類の受付締切日(以下「参加資格確認基準日」という。)に満たしていなければならず、当該要件を満たしていない応募者の応募は認めない。

また、参加資格審査書類に事実と異なる記載のあるものは、当初から応募がなかったものとみなす。

なお、本募集について、鳥取県西部総合事務所新棟・米子市役所糶町庁舎整備等事業実施方針(令和2年6月2日公表)の公表日以降、Ⅱ・5・(1)で示す鳥取県公募型プロポーザル方式受注者選定等審査会(西部総合事務所新棟整備等事業)(以下「審査会」という。)の委員に接触を試みた者については、参加資格を失う。

(1) 共通の参加資格要件

応募者の構成員及び協力企業は、次に掲げる要件を全て満たしていること。

- ① 参加資格確認基準日から優先交渉権者決定日までの間、鳥取県建設工事等入札参加資格者資格停止要綱(平成28年3月24日付第201500184856号県土整備部長通知)及び米子市建設工事等指名競争入札参加資格者指名停止措置要綱に基づく資格停止措置を受けておらず、かつ同要綱に規定する資格停止の要件に該当しない者であること。
- ② 参加資格確認基準日から優先交渉権者決定日までの間、鳥取県指名競争入札参加資格者指名停止措置要綱(平成7年7月17日付出第157号出納局長通知)第3条第1項及び米子市物品の売買等に係る指名競争入札参加資格者指名停止措置要綱(平成26年4月1日施行)第3条第1項の規定による指名停止措置を受けていない者であること。
- ③ 会社更生法(平成14年法律第154号)に基づき更生手続開始の申立てがなされている者または民事再生法(平成11年法律第225号)に基づき再生手続開始の申立てがなされている者でないこと。
- ④ 参加資格確認基準日から優先交渉権者決定基準日までの間、手形交換所において手形もしくは小切手の不渡りを出した事実または銀行もしくは主要取引先から取引停止等を受けた事実がある者ではないこと。
- ⑤ 直前2年間の国税または地方税(地方消費税、鳥取県の県税及び米子市の市税)に未納付額がないこと。
- ⑥ PFI法第9条の規定に該当しない者であること。
- ⑦ 鳥取県暴力団排除条例(平成23年鳥取県条例第3号)第2条第1号に規定する暴力団またはその構成員の統制下にある団体ではないこと。
- ⑧ 鳥取県暴力団排除条例第2条第1号に規定する暴力団から委託を受けた団体ではないこと。
- ⑨ 役員のうち次のいずれかに該当する者がいないこと。
 - ア 公務員で懲戒免職の処分を受け、その処分の日から2年を経過しない者
 - イ 鳥取県暴力団排除条例第2条第2号に規定する暴力団員または同条第3号に規定する暴力団密接関係者
 - ウ 鳥取県議会の議員、知事、副知事、鳥取県教育委員会教育長、米子市議会の議員、米子市長、米子市副市長、米子市教育委員会教育長、PFI事業者の優先交渉権者の選定の決定に関与する県及び市の職員、地方自治法(昭和22年法律第67号)第180条の5に規定する委員会の委員(監査委員を含む。)、これらの者の配偶者、子及び父母並びにこれらの者と生計を同じくしている者が社長、副社長、代表取締役、専務取締役、常務取締役、その他これらに準ずる役員等に就任している法人等の管理者に該当する者
- ⑩ 無差別大量殺人行為を行った団体の規制に関する法律(平成11年法律第147号)第8条第2項第1号に掲げる処分を受けている団体ではないこと。

- ⑪ 審査会の委員または委員が属する法人と資本面または人事面において密接な関連がある者ではないこと。
- ⑫ 本事業についてアドバイザー業務に関係している以下の者またはこれらの者と資本面若しくは人事面において密接な関連がある者ではないこと。
 - ・一般財団法人日本不動産研究所
- ⑬ ⑫に定める者を本事業の選定に関連するアドバイザーに起用していないこと。

(2) PFI事業者の参加資格要件

応募者の構成員及び協力企業のうち特定業務の各業務にあたる者は、それぞれ以下に掲げる各要件を満たすこと。なお、複数の要件を満たす者は当該複数業務を実施することができる。

ただし、建設工事業務にあたる者及びその関連会社が、工事監理業務を行うことはできないものとする。

① 設計業務を行う者

設計業務を行う者は、次の要件を全て満たすこと。なお、複数の者で実施する場合は、この要件については、全ての者が満たすことを要し、ア及びウの要件は、1者以上が満たすこと。

- ア 平成30年鳥取県告示第592号（測量等業務の契約に係る一般競争入札等に参加する者に必要な資格等）に基づく入札参加資格のうち、建設関係建設コンサルタント業務の建築設計に係るものを有している者であること。
- イ 建築士法（昭和25年法律第202号）第23条の規定に基づく一級建築士事務所の登録がなされていること。
- ウ 延床面積1,000㎡以上の庁舎または事務所の新築または増改築工事の設計実績を有すること。（参加資格確認基準日までに、設計業務が完了している実績に限る。）

② 工事監理業務を行う者

工事監理業務を行う者は、次の要件を全て満たすこと。なお、複数の者で実施する場合は、この要件については、全ての者が満たすことを要し、ア及びウの要件は、1者以上が満たすこと。

- ア 平成30年鳥取県告示第592号に基づく入札参加資格のうち、建設関係建設コンサルタント業務の建築設計に係るものを有している者であること。
- イ 建築士法第23条の規定に基づく一級建築士事務所の登録がなされていること。
- ウ 延床面積1,000㎡以上の庁舎または事務所の新築または増改築工事の工事監理実績を有すること。（参加資格確認基準日までに、工事監理業務が完了している実績に限る。）

③ 建設工事業務を行う者

建設工事業務を行う者は、次の要件を満たすこと。なお、複数の者で実施する場合は、以下に示すイ及びウの要件については、全ての者が満たすことを要し、ア、エの要件は、1者以上が満たすこと。

- ア 平成30年鳥取県告示第289号（建設工事の一般競争入札に参加する者に必要な資格等について）に基づく建築一般に係る競争入札参加資格を有している者であること。
- イ 建設業法（昭和24年法律第100号）第3条第1項の規定による特定建設業の許可を受けた者であること。

- ウ 特定建設業の許可に係る建設工事の種類に応じて、建設業法第 27 条の 23 第 1 項に定める経営事項審査における直近かつ有効な総合評定値がそれぞれ次の区分のいずれかを満たすこと。

建設工事の種類	総合評定値
建築一般	913 点以上
電気工事	826 点以上
管工事	820 点以上

- エ 延床面積 1,000 m²以上の新築または増改築工事に係る建設工事業務実績があること。
(参加資格確認基準日までに、建設工事業務が完了している実績に限る。)

④ 維持管理業務を行う者

維持管理業務を行う者は、延床面積 1,000 m²以上の鉄筋コンクリート造または鉄骨造の施設の維持管理業務を自ら実施するか、または業務委託等の形態により、単独企業またはコンソーシアムの構成員としての実績を有していること。

なお、複数の者で実施する場合は、1 者以上が満たすこと。

⑤ 民間収益事業を行う者

P F I 事業者が建設する建物内で民間収益事業を行う者は、次の要件を全て満たすこと。なお、複数の者で実施する場合は、全ての者が満たすこと。

ア 民間収益事業の遂行において、必要となる資格（許可、登録、認定等）及び資格者を有すること

イ 平成 27 年 4 月 1 日から参加資格審査書類の提出日現在までの間に、提案した民間収益事業と同業種の実績を有すること。

(3) 参加資格の確認

参加資格確認基準日は、Ⅱ・4・(4)に示す参加表明書及び資格確認申請書の提出期限の日（令和 2 年 9 月 23 日（水））とする。

(4) 参加資格要件の喪失

応募者が、参加資格確認基準日から優先交渉権者決定までの間に、参加資格要件を満たさなくなった場合は、原則として当該応募者の参加資格を取り消すものとする。

ただし、以下の場合については、それぞれに記載の要件を満たした場合は引き続き有効とする。

① 参加資格確認基準日から提案書を含む応募書類（様式 4～様式 12）（以下「応募書類」という。）提出の日の前日までに参加資格を喪失した場合

参加資格審査書類に明示が義務づけられている者（以下「応募法人」という。）のうち、1 ないし複数の法人が参加資格を喪失した場合において、参加資格を喪失しなかった法人（以下「残存法人」という。）のみまたは参加資格を喪失した法人（以下「喪失法人」という。）と同等の能力・実績を持つ新たな法人を構成員または協力企業として加えた上で、応募者の再構成を県及び市に申請し、応募書類の提出日までに県及び市が認めた場合。この場合における参加資格確認基準日は、応募者の再構成を県及び市に提出した日とする。

ただし、残存法人のみで応募者の再構成を県及び市に申請する場合は、当該残存法人のみで本募集要項に定める応募者の参加資格要件を満たしていることが必要であり、当該申請では、喪失法人が行う予定であった業務を代替する法人の特定も行うこととする。

なお、応募法人のうち、代表企業が参加資格要件を喪失した場合は、当該応募者の参加資格を取り消すものとする。

② 応募書類の提出日から優先交渉権者決定日までに参加資格を喪失した場合

上記①と同様とする（なお、「応募書類の提出日までに県及び市が認めた場合」は「優先交渉権者決定日までに県及び市が認めた場合」に読み替える。）。この場合における参加資格確認基準日は、応募者の再構成を県及び市に提出した日とする。ただし、応募法人のうち、代表企業が参加資格要件を喪失した場合は、当該応募者の参加資格を取り消すものとする。

3 選定方法及びスケジュールについて

(1) 事業者の募集及び選定の方法

本事業では、土地利用や施設配置の最適化を図り、事業者の広範囲かつ高度な能力やノウハウと効率的かつ効果的な事業実施が求められることから、PFI事業に関する県及び市の財政負担額、提案されるサービス内容をはじめ、設計内容、建設能力、資金調達能力及び地域経済貢献（建設、調達、維持管理における地元企業参加や地域雇用等）等を総合的に評価する公募型プロポーザル方式により行うものとする。

また、審査は、資格審査と提案審査の二段階で実施する。

① 資格審査

応募者に対し、参加資格審査書類の提出を求める。

② 提案審査

資格審査通過者に対し、応募書類の提出を求める。

(2) 募集及び選定スケジュール

事業者の募集及び選定スケジュールは、以下のとおりとする。なお、スケジュールに変更があった場合には、速やかに鳥取県ウェブサイト（とりネット）において公表する。鳥取県ウェブサイト（とりネット）のアドレスは下記を参照すること。

<https://www.pref.tottori.lg.jp/seibusougouphi/>

日程	内容
令和2年7月22日	実施方針、要求水準書（案）に関する質問回答公表
8月6日	特定事業の選定
8月7日	募集要項等の公表
8月～9月	募集要項等に関する質問受付及び質問回答公表
9月～10月	参加表明及び資格確認申請の受付、資格審査結果の通知
10月～11月	募集要項等に関する質問受付及び質問回答公表（参加表明企業のみ対象）
12月	応募書類の提出期限
令和3年	
1月	優先交渉権者の決定・公表
2月	基本協定の締結
3月	事業契約に係る議会の議決（本契約の締結）

4 募集手続等

(1) 募集要項等の交付方法

令和2年8月7日(金)から同年12月1日(火)までの間に県ウェブサイト(とりネット) (<https://www.pref.tottori.lg.jp/seibusougoupfi/>) から入手すること。

(2) 募集要項等に関する質問の受付

県及び市は、参加希望者から、募集要項等に関する質問について、次のとおり受け付ける。

① 受付期間

令和2年8月7日(金)から同年8月31日(月)午後5時まで

② 提出方法

募集要項等に関する質問書(様式1-1及び様式1-2)に必要事項を記入の上、電子メールでのファイル添付により提出すること。

③ 提出先

〒680-8570 鳥取県鳥取市東町1-220

鳥取県総務部行財政改革局資産活用推進課 (shisankatsuyou@pref.tottori.lg.jp)

(3) 募集要項等に関する質問への回答

(2)で受け付けた質問に対する回答は、令和2年9月17日(木)までに鳥取県のウェブサイト(とりネット)に掲載し、公表する。

この際、県及び市は質問の内容を考慮して、募集要項等の内容を変更する場合がある。

その場合には、速やかに鳥取県ウェブサイト(とりネット)において公表する。鳥取県ウェブサイト(とりネット)のアドレスは下記を参照すること。

<https://www.pref.tottori.lg.jp/seibusougoupfi/>

なお、質問者の特殊な技術、ノウハウ等に関わり、質問者の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあると県及び市が判断したものについては、当該質問を提出した者にのみ回答する。

(4) 参加表明書及び資格確認申請書の提出

参加希望者の代表者は、参加資格審査書類を提出し、参加資格の有無について県及び市の確認を受けること。

① 提出期限

令和2年9月23日(水)午後5時まで(必着)

② 提出先

(2)・③に同じ。

③ 提出方法

持参又は送付の方法により提出すること。ただし、送付による場合は、書留郵便(親展と明記すること。)又は民間事業者による信書の送達に関する法律(平成14年法律第99号)第2条第6項に規定する一般信書便事業者若しくは同条第9項に規定する特定信書便

事業者の提供する同条第2項に規定する信書便の役務のうち書留郵便に準ずるもの（親展と明記すること。）により、(2)・③の場所に送付すること。

なお、封書には「鳥取県西部総合事務所新棟・米子市役所糶町庁舎整備等事業に係る参加表明書及び資格確認申請書在中」と朱書きすること。

(5) 資格審査結果の通知

資格審査の結果を令和2年10月7日（水）までに参加希望者の代表者のメールアドレスに対して電子メールにより通知する。

当該資格審査結果の通知日をもって、参加希望者から提出された資格確認申請書により参加資格の有無について審査及び確認を行ったものとする。

(6) 参加資格があると認められなかった理由の説明請求受付

参加資格があると認められなかった者の代表企業は、次の方法によりその理由について書面により県及び市に説明を求めることができる。

① 提出期限

令和2年10月14日（水）午後5時まで

② 提出先

(2)・③に同じ。

③ 提出方法

(4)・③に同じ。

ただし、送付の場合には、封書に「鳥取県西部総合事務所新棟・米子市役所糶町庁舎整備等事業に係る理由の説明請求書類在中」と朱書きすること。

(7) 参加資格があると認められなかった理由の回答

(6)に係る回答を令和2年10月21日（水）までに、参加資格があると認められなかった者の代表者に対して書面により行う。

(8) 募集要項等に関する質問受付及び質問回答公表（参加資格確認企業のみ対象）

参加資格が確認された応募者を対象に、10月下旬～11月上旬にかけて第2回目の募集要項等に関する質問受付及び質問回答公表を実施する。詳細については、後日、参加資格が確認された応募者の代表者のメールアドレスに対して電子メールにより通知する。

(9) 提案書の提出

参加資格が確認された応募者は、様式集及び記載要領で定める提出書類（以下「提案書」という。）を県及び市に提出すること。

① 提出期限

令和2年12月1日（火）午後5時まで

② 提出先

(2)・③に同じ。

③ 提出方法

(4)・③に同じ。

ただし、送付の場合には、封書に「鳥取県西部総合事務所新棟・米子市役所糶町庁舎整備等事業に係る提案書類在中」と朱書きすること。

④ 提出部数

様式集に定める部数を提出すること。

⑤ 提出書類の取扱い

ア 著作権

応募書類の著作権は、応募者に帰属する。ただし、県または市が鳥取県情報公開条例（平成 12 年鳥取県条例第 2 号）及び米子市情報公開条例（平成 17 年 3 月 31 日条例第 22 号）に基づき応募内容を公表する場合、その他県及び市が必要と認めるときには、県または市は提出書類の全部または一部を無償かつ許可なく使用できるものとする。

なお、優先交渉権者の選定に至らなかった応募者から提出された資料については、県または市が鳥取県情報公開条例または米子市情報公開条例に基づき応募内容を公表する場合を除き、県または市による P F I 事業者選定過程等の説明以外の目的には使用しないものとする。

イ 特許権等

提案内容に含まれる特許権、実用新案権、意匠権、商標権等の日本国の法令に基づいて保護される第三者の権利の対象となっている工事材料、施工方法、維持管理方法等を使用した結果生じた責任は、原則として応募者が負うこととする。

ウ その他

提出書類は返却しない。

優先交渉権者決定後、優先交渉権者以外の応募者から提出された資料については、本事業の公表及び説明以外には応募者に無断で使用しないものとする。

ただし、県及び市は、情報公開が必要な範囲においてその一部を公開する場合がある。

(10) プレゼンテーション等の実施

県及び市は、提案書の提出者に対して、プレゼンテーションの実施及び審査会による提案書に対するヒアリングへの出席を求める。これらの日時等の詳細は、提案書の提出者に対し個別に通知する。

(11) 優先交渉権者の決定

審査会は、プレゼンテーション及びヒアリングの内容を踏まえ、提案書を評価する。県及び市は、審査会の提案書の評価結果を基に最も評価点の高い者を優先交渉権者として決定するものとし、提案書を提出した全ての応募者に対し、審査結果を個別に通知する。なお、この場合において、県及び市は、優先交渉権者を除く者で評価点の高い者から順に交渉権の優先順位を付け、優先交渉権者が辞退・失格した場合における交渉権者として、順位及びその旨を通知するものとする。

(12) 優先交渉権者を決定しない場合

事業者の募集及び選定に関する一連の手続において、応募がない、又はいずれの応募者も本事業の目的の達成が見込めない等の理由により、県及び市が本事業を P F I 事業として実

施することが適当でない判断した場合に、県及び市は、優先交渉権者を決定せず、募集手続の執行を中止するとともに、特定事業の選定を取り消すことがある。

この場合、県及び市は、速やかにその旨を応募者に連絡するとともに、ウェブサイト（とりネット）において公表する。なお、この場合であっても応募の準備に要した費用は各応募者の負担とする。

(13) 募集手続の中止等

県及び市は、公正に募集手続を執行できないと認められる場合、あるいは競争性が確保できないと認められる場合には、募集手続の執行を延期又は中止するとともに、中止の場合は特定事業の選定を取り消すことがある。

この場合、県及び市は、速やかにその旨を速やかにその旨を応募者に連絡するとともに、県のウェブサイトにおいて公表する。なお、この場合であっても応募の準備に要した費用は各応募者の負担とする。

(14) P F I 事業に対する提案価格の上限額

金 2, 299, 555, 000円（消費税及び地方消費税を含む）

※応募者のP F I 事業に対する提案価格が、上記提案価格の上限額を超える場合は失格とする。

5 審査及び優先交渉権者決定の手順

(1) 審査会の設置及び基本的な考え方

提案書の審査は、透明性・公正性及び競争性を確保することを目的に、学識経験者等により構成する審査会において行う。なお、審査会委員は以下のとおりである。

区分	氏名	役職等
委員長	入江 道憲	公認会計士・税理士
委員	浅井 秀子	鳥取大学工学部准教授
	亀井 一賀	鳥取県総務部長
	辻 佳枝	米子市総務部長
	中山 実郎	鳥取環境大学経営学部教授

(2) 審査の内容

審査会においては、提案価格とともに、事業方針、事業実施体制、各業務に係る事業計画、民間収益事業に係る事業計画及び提案借地料等について総合的に評価を行う。

県及び市は、審査会の審査結果を受けて、最も優れた提案を行った応募者を優先交渉権者として決定する。

(3) 審査の手順

審査は、資格審査と提案審査の二段階に分けて実施する。なお、提案審査の際に、各応募者にプレゼンテーションの実施及び審査会による提案書に対するヒアリングへの出席を求める。

① 資格審査

応募者の各構成員及び協力企業が、募集要項等に示す共通の参加資格要件及び各担当業務の個別の参加資格要件を満たしているかどうか審査を行い、満たしていないと判断した応募者は失格とする。

② 提案審査

提案審査は、参加資格審査を通過した者から提出された応募書類について優先交渉権者決定基準に従い、提案価格の確認及び基礎審査を行う。その後、基礎審査を通過した応募者からの提案内容について、提案審査として下記の価格審査及び性能審査を行い、これらの評価点の合計によって最優秀提案を選定する。なお、評価方法は優先交渉権者決定基準で示す。

ア 価格審査

P F I 事業に関する提案価格を評価する。

イ 性能審査

応募者が提出した応募書類に基づき、事業方針、事業実施体制、各業務に係る事業計画、民間収益事業に係る事業計画等の項目についての提案内容を評価する。

(4) 優先交渉権者の決定及び公表

審査会による選定を踏まえ、県及び市が最優秀提案を行った者を優先交渉権者として決定する。

また、決定後、速やかに当該応募者に対して決定された旨を通知するとともに、県のウェブサイト（とりネット）に掲載し、公表する。

Ⅲ 提案に関する条件

本事業の提案に関する条件は以下のとおりである。参加者は、これらの条件を踏まえて、応募書類を作成するものとする。なお、参加者の提案が要求水準書に示す要件を満たしていない場合は失格とする。

1 事業用地の条件

事業用地の主な前提条件は、以下のとおりである。

所在地	米子市糺町1丁目160 外
敷地面積	20,435 m ²
用途地域	商業地域
建ぺい率	80%
容積率	400%
防火・準防火地域	準防火地域
前面道路	北西側：県道102号（幅員約20m） 北東側：国道181号（幅員約22m） ※北西側・北東側ともに両側2車線 ※北東側道路には低く接面しており（高架橋となっている）、車両での出入りはできない。
画地条件	間口：約120m（北西側道路との接面長さ） 奥行：最大約160m
供給処理施設	上水道・下水道・都市ガス
交通接近条件	◇ JR山陰本線「米子」駅から道路距離で約650m ◇ 山陰自動車道「米子南」ICから道路距離で約2km
既存建物の状況	①本館 構造：鉄筋コンクリート造陸屋根4階建 用途：事務所 床面積：延5,030.34m ² 建築時期：昭和40年 ②新館 構造：鉄筋コンクリート造陸屋根3階建 用途：事務所 床面積：延2,213.60m ² 建築時期：昭和56年 ③旧米子警察署 構造：鉄筋コンクリート造陸屋根4階建 用途：事務所 床面積：延2,512m ² 建築時期：昭和40年 ④その他ボイラー棟等 ※本事業で①②は改修、④は除却 ※既存建物は未登記 ※③については当該事業とは別に県が除却を行う予定。

2 施設要件

(1) 庁舎施設

① 施設規模

庁舎施設のうち、新棟規模は、延床面積3,600 m²程度とする。

② 施設構成

庁舎施設の概要は以下のとおりとし、詳細は要求水準書を参照すること。

		入居部局	諸室等
既存棟（本館、新館） ＜改修＞	県	地域振興局、福祉保健局、農林局、生活環境局、教育局、米子工事検査事務所	事務室、会議室、倉庫、食堂等
新棟 ＜新設＞	県	県土整備局	事務室
		生活環境局	事務室
	米子市	都市整備部	事務室
	機械室	中央監視室、高圧受変電設備、低圧配電盤設備、非常用発電機設備、消防設備、受水槽及び飲料水用揚水ポンプ等	
その他施設・共用部等	会議室、倉庫、エントランスホール、廊下・階段、便所等		
外構その他 ＜改修＞	駐車場、駐輪場、植栽、囲障、舗装等		

(2) 民間収益施設

民間収益施設の用途はPFI事業者の提案に委ねるが、事業用地の一部を有効活用することにより、庁舎利用者等の利便性の向上や地域振興に寄与する民間収益施設を期待するものである。

なお、PFI事業者が合築により民間収益事業を行う場合は、10に示すように行政財産である土地を貸し付けることとなることから、特に庁舎としての用途または目的を妨げることなく、また県及び市に財政負担を生じさせないことが施設設置の要件となる。

① 提案を期待する施設

ア 商業施設

物販など

イ 健康・福祉施設

クリニック、子育て関連施設、フィットネスクラブなど

ウ 教育施設

専門学校、学習塾など

② 提案できない施設

ア 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条第1項に規定する風俗営業、同条第5項に規定する性風俗関連特殊営業その他これらに類する営業の用に供する施設

イ 以下の団体等が利用する施設

(ア) 鳥取県暴力団排除条例（平成23年鳥取県条例第3号）第2条第1号に規定する暴力団またはその構成員の統制下にある団体若しくは同条第3号に規定する暴力団密接関係者

(イ) 無差別大量殺人行為を行った団体の規制に関する法律（平成11年法律第147号）第8条第2項第1号に掲げる処分を受けている団体

(ウ) 政治的用途・宗教的用途に供する施設

(エ) 地域住民等の生活を著しく脅かすような活動の用に供する施設

(オ) 青少年に有害な影響を与える施設

(カ) 居住の用に供する施設

(キ) 駐車場施設（専ら駐車場としての利用）

(ク) 悪臭・騒音・粉塵・振動・土壌汚染など近隣環境を損なうと予想される用途に供する施設

3 事業者が行う業務

事業者が行う業務は、I・4・（4）事業の範囲及び要求水準書に示すとおりである。

4 業務の委託

P F I 事業者は、構成員又は協力企業に P F I 事業の業務を委託又は請け負わせるものとし、県及び市の承諾を得た場合に限り、参加表明書及び資格確認申請書に示していない第三者に業務を委託又は請け負わせることができる。なお、第三者への業務の委託又は請負は、すべて P F I 事業者の責任において行うものとし、P F I 事業者が使用する第三者の責めに帰すべき事由により生じた増加費用及び損害は、その原因及び結果のいかんにかかわらず、すべて P F I 事業者が責任を負うものとする。

なお、P F I 事業者は、下請負について、鳥取県建設工事等の入札制度に関する規則（平成19年鳥取県規則第76号）第4条の規定に基づき規定された「一般競争入札及び指名競争入札応募条件表」の事業規模別の資格要件を参考とし、県内事業者又は県内に事務所を置く事業者に発注すること。

5 P F I 事業者の収入

本事業における P F I 事業者の収入は、以下のとおりである。

（1）P F I 事業の収入

県及び市は、P F I 事業者との間で締結する事業契約に従い、P F I 事業者が提供したサービスの対価としてサービス購入料を支払う。サービス購入料の構成は次のとおりである。

① 施設整備業務の対価

庁舎施設の整備（新棟整備及び既存棟の改修）に要する費用及び県及び市が分割して支払うことに伴う割賦利息等の合計額で、事業契約において予め定める額を割賦方式により、P F I 事業者を支払う。なお、県及び市は、施設整備の対価の一部に地方債を活用予定であり、これの一部については県及び市への新棟引渡時に P F I 事業者を支払うことを想定している。

なお、民間収益施設との合築の場合における庁舎施設の費用は、新棟新築費用のうち、庁舎施設の整備に要する費用として提案される金額とする。

② 維持管理業務の対価

庁舎施設の維持管理業務の対価については、県及び市への新棟引き渡し後、事業期間終了までの間、各年度四半期ごとに支払うことを想定している。

なお、民間収益施設との合築の場合、区分所有建物の共用部分に係る維持管理業務の対価は、共用部分全体に係る費用のうち、庁舎施設に係る費用として提案された金額とする。

（2）民間収益事業の収入

民間収益事業は、P F I 事業者が任意の自主事業として独立採算にて実施するものとし、その事業により生じた収益は P F I 事業者の収入とする。なお、P F I 事業者は民間収益施

設の整備所有を目的として、県と定期借地権設定契約を締結することとし、P F I 事業者の同契約に定められた土地貸付料を県に支払うものとする。

6 県及び市による事業の実施状況及びサービス水準の監視

県及び市は、事業期間中、P F I 事業者が行う業務に関するモニタリングを行う。

モニタリングの結果、P F I 事業者が実施する設計、建設及び維持管理の水準が県及び市の要求水準を満たしていないことが判明した場合、改善勧告やサービスの対価の減額等の措置を行う。詳細については、事業契約書（案）を参照すること。

7 保険

事業契約書（案）別紙9（加入する保険等）を参照すること。

8 県及び市とP F I 事業者の責任分担

（1）基本的考え方

本事業においては、最も適切にリスクを管理することのできる者が当該リスクを担当するとの考え方にに基づき、県及び市とP F I 事業者が適正にリスクを分担することを基本とする。

したがって、本事業の各業務に係るリスクについては、基本的にはP F I 事業者が負うものとし、県及び市が責任を負うべき合理的な理由がある事項については、県及び市がその全てまたは一部を負うこととする。

民間収益事業の実施に係るリスクについては、県または市の責めに帰すべき事由により生じたものを除き、全てP F I 事業者が負うものとする。

（2）予想されるリスクと責任分担

県及び市と事業者の責任分担は、事業契約書（案）に示すとおりであり、応募者は、負担すべきリスクを想定したうえで提案を行うこと。

9 財務書類の提出

P F I 事業者は、毎事業年度経過後3か月以内に、公認会計士又は監査法人による監査済みの当該事業年度の財務書類を自己の費用で作成し、県及び市に提出する。また、県及び市は、当該財務書類を公開できるものとする。

10 その他民間収益事業の条件

（1）民間収益施設用地の規模・位置

民間収益施設用地は、総合事務所敷地内に一定の駐車台数が確保できることを前提にP F I 事業者が提案した範囲を基本とし、県及び市とP F I 事業者との間で協議の上、事業用定期借地権設定契約に定めるものとする。

① P F I 事業者が合築により民間収益事業を行う場合

あらかじめ県及び市並びにP F I 事業者は、P F I 事業者の提案に基づき、合築建物の建築に係る協議を行い、合築に係る建物に必要な範囲を分筆し、その範囲に対して定期借地権を設定し、合築に係る区分所有建物の持分割合に応じたP F I 事業者の準共有持分を貸し付けることを想定している。なお、合築の場合、市も合築建物に係る区分所有者と

なることから、当該定期借地権に係る準共有持分のうち、市の所有する建物持分に応じた準共有持分を市も保有することになる。

② P F I 事業者が合築以外の整備形態により民間収益事業を行う場合

民間収益施設の建設に必要な範囲を分筆し、普通財産に転換した上で当該範囲に定期借地権を設定し、貸し付けることを想定している。

①、②いずれの場合にも、詳細については優先交渉権者と協議によって決定するものとする。なお、当該定期借地権は賃借権とし、地上権の設定は認めない。

(2) 借地期間

定期借地権設定契約の締結日から、P F I 事業者が提案した借地期間満了日までとする。ただし、借地期間満了日は、最長で令和 15 年 3 月 31 日までとして設定することを条件とする。

また、P F I 事業者は、県及び市に対して事業期間満了日の 2 年前までに延長を申し出た場合において、県及び市との間で合意がなされたときは、最長で令和 25 年 3 月 31 日を終期とする定期借地期間の変更契約を締結することができる。なお、民間収益事業の期間は P F I 事業の期間を超えることはできない。

なお、定期借地権設定契約の締結時期は、以下のとおり想定している。

① P F I 事業者が合築により民間収益事業を行う場合

基本協定締結後、P F I 事業者との協議に基づき、合築に係る建物の建築行為に着手するまでの間

② P F I 事業者が合築以外の整備形態により民間収益事業を行う場合

民間施設用地を分筆し行政財産から普通財産に移行した後、P F I 事業者が土地の使用を開始するまでの間

③ 借地期間満了時の民間収益施設の取り扱い

ア P F I 事業者が合築により民間収益事業を行う場合

事業用地の貸付けを受けた P F I 事業者が、P F I 事業終了後も引き続き建物の一部を所有しようとする場合で、県が必要があると認めるときは、県は行政財産である事業用地を、総合事務所等の機能及び運営を妨げない範囲で、当該事業者に貸し付けることにより、P F I 事業者は引き続き建物を所有することを可能とする。

また、事業用地の貸付けを受けた P F I 事業者が建物の一部を所有する意思がない場合は、県または市の庁舎として使用できるよう、必要な改修を行った上で、県または市に無償譲渡すること。

イ P F I 事業者が合築以外の整備形態により民間収益事業を行う場合

事業期間終了後は、建物は解体して撤去の上、契約締結時点における原状に復して県に返還すること。

(3) 土地貸付料

土地貸付料は、鳥取県公有財産事務取扱規則（昭和 39 年鳥取県規則第 27 号）に基づき算定した基準貸付料単価（293 円/㎡・月）に貸付対象面積を乗じて算定した貸付料をもとに、提案時から契約締結時までの事業用地の北西側前面道路である県道米子広瀬線のうち、

事業用地に接する部分の固定資産税路線価（以下、「県道米子広瀬線固定資産税路線価」という）の変動率を反映し、以下のとおり決定する。

<提案時>

$$\text{基準貸付料} = \text{基準貸付料単価} \times \text{貸付対象面積}$$

<契約締結時>

$$\text{貸付料（契約締結時）} = \text{貸付料単価（契約締結時）} \times \text{貸付対象面積}$$

$$\text{貸付料単価（契約締結時）} = \text{基準貸付料単価} \times \text{変動率}$$

$$\text{変動率} = \frac{\text{契約締結時の直前暦年の県道米子広瀬線固定資産税路線価}}{\text{令和2年の県道米子広瀬線固定資産税路線価}}$$

※ 貸付料単価（契約締結時）は、小数点未満の端数は切り捨てる。

※ 契約締結時の民間施設用地の範囲は、PFI事業者が提案した範囲を基本とし、県及び市と事業者との間で協議の上、契約締結時までに定めるものとするが、貸付対象面積については提案時からの変更は認めない（増加は可）ことに留意すること。

なお、民間収益施設との合築の場合、前記基準貸付料単価以上でPFI事業者が提案した単価に貸付対象面積（分筆される合築に係る建物に必要な範囲）を乗じたうえ、さらにPFI事業者の準共有持分を乗じた価格とする。

（４）土地貸付料の改定方法

土地貸付料は、定期借地権設定契約締結以降、原則、3年ごとに改定することとし、契約時から改定時までの県道米子広瀬線固定資産税路線価の変動率を反映し、以下のとおり決定する。

$$\text{改定貸付料} = (\text{従来の貸付料} - \text{従来の貸付料決定時の市町村交付金相当額}) \times \text{変動率} + \text{改定貸付料決定時における市町村交付金相当額}$$

$$\text{変動率} = \frac{\text{改定貸付料決定時における県道米子広瀬線固定資産税路線価}}{\text{従前の貸付料決定時における県道米子広瀬線固定資産税路線価}}$$

IV 契約に関する事項

1 契約手続き

(1) 県及び市と優先交渉権者は、特定事業契約の締結に先立って、本事業の円滑な遂行を果たすための基本的義務に関する事項、優先交渉権者の本事業における役割に関する事項、SPCの設立に関する事項等を規定した基本協定を締結する。

なお、基本協定の締結により、優先交渉権者をPFI法第8条第1項に基づく本事業の事業者として決定する。ただし、優先交渉権者との協議の結果、基本協定の締結に至らなかった場合は、第二次審査における評価点が高い順に基本協定の協議を行う。

(2) 県及び市は、PFI事業者と、基本協定に基づき事業実施の詳細条件を協議、調整し、仮契約を締結する。

(3) 仮契約は、当該契約に関する議案が鳥取県議会及び米子市議会の議決を経た場合に本契約となる。

(4) 事業者の構成員又は協力企業が、基本協定締結日から事業契約締結までの間に、参加資格要件を満たさなくなったときは、事業契約を締結しない場合がある。

(5) 特定事業契約が本契約としての効力を生じるまでの間に、優先交渉権者が以下のいずれかに該当する行為をしたと認めるときは、県及び市は事業契約を締結しないことができ、また仮契約を締結している場合であってもこれを解除することができる。

- ① 私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号）第3条に違反する行為
- ② 構成企業のいずれかの代表者、会社役員若しくは代理人、使用人その他の従業者について、刑法（明治40年法律第45号）第96条の6若しくは第198条に規定する行為

2 事業契約の概要

事業契約において、事業者が遂行すべき施設整備、維持管理及び民間収益事業に関する業務内容、リスク分担、金額及び支払方法等を定める。

3 契約金額

契約金額は、提案価格（消費税及び地方消費税相当額を含む）と同額とする。

4 契約保証金

事業者は、契約保証金として契約金額の100分の10以上の金額を納付しなければならない。この場合において、国債、地方債及び鳥取県会計規則（昭和39年鳥取県規則第11号）第113条第1項に定める担保の提供をもって契約保証金の納付に代えることができる。

なお、会計規則第112条第4項の規定により契約保証金の全部または一部を免除する場合がある。

5 SPCの設立

(1) 事業者は、仮契約締結までに会社法（平成17年法律第86号）に定める株式会社としてSPCを設立し、構成員は、当該会社に対して出資するものとする。構成員全体の出資比率の合計は、SPCの議決権株式の2分の1を超えるものとし、事業期間中2分の1を超えるよう維持するとともに、かつ代表企業の議決権株式による出資比率は、出資者中最大となるものとする。

(2) SPCは、鳥取県内に設立するものとする。

- (3) S P Cは、その資本金がP F I事業を安定的に実施するのに十分な額である公開会社でない株式会社であり、取締役会及び監査役を設置する株式会社でなくてはならない。
- (4) S P Cの株式については、事業契約が終了するまで、県及び市の事前の書面による承諾がある場合を除き、譲渡、担保権等の設定その他の一切の処分を行ってはならない。ただし、県及び市の事前の書面による承諾がある場合、株主間の譲渡（出資比率の変更）については認めることとする。

6 融資金融機関との協議

S P Cに対して金融機関等からの融資がある場合は、県及び市と金融機関等（融資予定者）が、事業契約及び融資契約の内容について協議・調整し、直接協定（ダイレクト・アグリーメント）を締結することがある。

V その他

1 法制上及び税制上の措置

現時点で、県及び市は本事業に関する法制上及び税制上の措置等は想定していない。
県及び市は、P F I 事業者による本業務（ただし民間収益事業は除く。）実施に必要な許認可等の取得に関し、協力する。

2 財政上及び金融上の支援

財政上及び金融上の提案については応募者が自らのリスクで実行することとし、県及び市は事業者に対する補助、出資等の支援は行わない。

3 その他の支援に関する事項

県及び市は、事業者が本事業の実施に必要な許認可等を取得する場合、可能な範囲で必要な協力を行うものとする。

4 事業の継続が困難となった場合における措置

本事業の継続が困難となった場合の措置の詳細については、事業契約書に定める。

5 情報公開及び情報提供

本事業に関する情報は、適宜、県のウェブサイト（とりネット）において公表する。

6 本事業に関する問合せ先

担当 鳥取県総務部行財政改革局資産活用推進課
住所 〒680-8570 鳥取県鳥取市東町 1-220
電話 0857-26-7088
FAX 0857-26-7616
E-mail shisankatsuyou@pref.tottori.lg.jp
ウェブサイト <https://www.pref.tottori.lg.jp/seibusougoupfi/>